【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 四国財務局長

【事業年度】 第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

【会社名】 松山観光ゴルフ株式会社

【英訳名】 MATSUYAMAKANKO GOLF.Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 關 啓 三

【本店の所在の場所】 愛媛県東温市松瀬川乙997番地

【電話番号】 (089)966 - 2100(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 支配人 吉田則彦

【最寄りの連絡場所】 愛媛県東温市松瀬川乙997番地

【電話番号】 (089)966 - 2100(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 支配人 吉田則彦

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月		令和元年12月	令和 2 年12月	令和 3 年12月	令和 4 年12月	令和 5 年12月
売上高	(千円)	291,532	278,703	297,861	289,238	286,773
経常利益	(千円)	24,346	16,973	32,165	26,913	30,578
当期純利益	(千円)	22,112	8,951	29,434	19,905	20,949
持分法を適用した場合 の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	353,475	353,475	353,475	353,475	353,475
発行済株式総数	(株)	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093
純資産額	(千円)	568,562	577,513	606,948	626,853	647,803
総資産額	(千円)	1,429,844	1,432,197	1,440,051	1,396,449	1,363,824
1株当たり純資産額	(円)	183,822.30	186,716.28	196,232.87	202,668.56	209,441.78
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	()	()	()	()	()
1 株当たり当期純利益	(円)	7,149.28	2,893.97	9,516.59	6,435.69	6,773.22
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	39.7	40.3	42.1	44.8	47.4
自己資本利益率	(%)	3.9	1.5	4.9	3.2	3.2
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	62,607	55,181	91,701	78,819	82,211
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,140	28,070	1,743	2,982	11,403
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	52,318	21,033	67,088	67,799	60,995
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	33,354	39,432	62,301	70,339	80,151
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(人)	22 (12)	21 (12)	21 (12)	20 (12)	22 [13]
株主総利回り (比較指標:	(%)) (%)	()	()	()	()	()
最高株価	(円)					
最低株価	(円)					

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載 していない。
 - 2 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資がないため記載していない。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
 - 4 当社の株式は非上場及び非登録につき、時価が不明であるため、株価収益率については記載していない。
 - 5 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価は当社株式は非上場のため記載していない。
 - 6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、 第66期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

昭和32年6月 愛媛県温泉郡川内町大字松瀬川乙997番地にて松山観光ゴルフ株式会社を設立し、ゴルフ場設

備全てを松山ゴルフ倶楽部に賃貸して営業開始。

昭和38年1月 松山ゴルフ倶楽部より営業全部の譲受。

昭和39年11月 9ホール増設、新クラブハウス建築。

昭和39年11月 食堂経営を株式会社三越松山支店に委託。

平成20年3月 クラブハウス改築。

平成25年4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所落成。

平成25年4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所売電開始(4月26日)。

平成27年9月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所増設(9月29日)。

令和2年9月 食堂経営を有限会社みふな屋に委託。

3 【事業の内容】

当社は、関係会社がないので、企業集団等の概況に関する記載は省略している。また、セグメントについては、平成25年4月からゴルフ場事業に加えて、太陽光発電事業を開始したので、これらの二つの事業を記載している。 以上により、当社の事業内容について記載する。

(1)ゴルフ場事業

当社は、四国ゴルフ連盟加入の18ホールコースによるゴルフ場を経営しており、アウトコース400,858㎡(公簿)及びインコース335,188㎡(公簿)の土地を保有し、収容能力は1日当たり200人である。附随する業務として売店及び食堂を経営しており、収入比率を示すと次のとおりである。

種別	(令和4	第66期 第67期 (令和4年1月~令和4年12月) (令和5年1月~令				
ゴルフ営業	98.3 %	(売上高)	214,784千円	98.4 %	(売上高)	220,848千円
売店営業	0.1 %	(売上高)	246千円	0.1 %	(売上高)	213千円
食堂営業	1.6 %	(売上高)	3,551千円	1.5 %	(売上高)	3,464千円
計	100.0 %	(合 計)	218,581千円	100.0 %	(合 計)	224,525千円

当社は、附属機関として松山ゴルフ倶楽部を併設し令和5年12月31日現在 1,264 名の会員を擁して会社業務の円滑化と株主会員相互の親睦を図るとともに各種の競技会の運営、その他の会務を担当している。

<会員内訳>

名誉会員	1名
全日会員	1,252名
婦人会員	5名
家族会員	2名
平日会員	14名
	 1,274名

(2) 太陽光発電事業

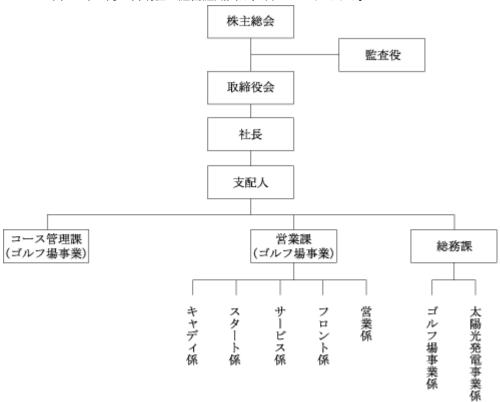
平成25年4月26日に992Kwの太陽光発電設備が完成し、その日から四国電力(株)への売電を開始している。 平成27年9月29日に太陽光発電を438.4Kw増設し、1,430.4Kwの発電能力とした。

種別	第66期 (令和4年1月~令和4年12月)	第67期 (令和 5 年 1 月 ~ 令和 5 年12月)		
太陽光発電事業	100.0% (売上高) 70,656千円	100.0% (売上高) 62,247千円		

(注)太陽光発電量の全量を四国電力(株)へ売電している。

(3)経営組織図

令和5年12月31日現在の経営組織図は、次のとおりである。



4 【関係会社の状況】

該当事項なし

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

			令和 5 年12月31日現	在
従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
22 (13)	55.8	7.1	2,612	

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載している。
 - 2 当社は、ゴルフ場事業及び太陽光発電事業を営んでいるが、太陽光発電事業の専担者はいない。
 - 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(2) 労働組合の状況

名称 全国一般愛媛地方労働組合松山支部松山観光ゴルフ分会

結成年月日 昭和48年9月

所属団体全国一般愛媛地方労働組合松山支部組合員数令和5年12月31日現在1名

特記すべき事項 特になし

会社と組合との間における交渉は、就業規則を基準として行われ改正妥結の都度労働協定書を締結している。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものである。

<ゴルフ場事業部門>

(1) 現状の認識について

ゴルフ場業界の事業環境は、コロナ感染症が令和5年5月に5類感染症に位置づけられたことによりレジャーに対する動向が変化したことに伴い入場者の減少、また諸物価の上昇により厳しさが増している。このような状況下、当 倶楽部では今後はサービス面の向上とともに経費削減に努め堅実経営に徹することが重要である。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

コースの改良・メンテナンスに注力しているものの、まだまだ課題は多く、コース整備に努めるとともにソフト 面・サービス面の充実に注力していきたい。顧客満足度向上イコール営業力アップと考えている。

(3) 対処方針

周辺ゴルフ場の低価格攻勢が目につくが、60年余かけて培った独自の優位性を出して差別化を果したい。

(4) 具体的な取組状況等

メンバーにはクラブライフを実感できるきめ細かな施策を提供し、ビジターには周辺ゴルフ場には無いコースの 整備状況とゴルフ場らしい雰囲気を味わってもらう。

<太陽光発電事業部門>

(1) 平成25年4月26日から売電を開始した太陽光発電事業は、平成27年に増設工事を行い平成27年9月29日に完成した。工事完成に伴い、従来の発電設備992Kwに438.4Kwを増設し、1,430.4Kwとなった。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりである。

尚、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものである。

(1) ガバナンス

当社は、ゴルフ場経営において、サステナビリティへの積極的な取組みをする予定である。また、持続可能性の 実現に向けて、環境保護、経営発展を考慮した経営を追求すべく、取締役会が管理監督し、そのもとで代表取締役 社長及び配下の各組織が業務遂行する予定である。

(2)戦略

近年、地球温暖化や気候変動、海洋汚染、資源枯渇等環境問題が深刻化しており、経済活動の継続が危ぶまれている。こうした中、環境問題解決に向けた取組みが必要であると考えている。

当社では、環境保全の一環として「プラスチックごみ削減」に向けた取組みを積極的に進め、事業活動により発生する環境負荷を低減し、脱炭素社会の実現を目指している。また、当社は太陽光発電事業に取組んでおり、二酸化炭素削減により温暖化対策に寄与している。

そして、安定的な事業継承に向けた社内体制づくりを構築し、コースコンディションの更なる整備や接客サービスの向上に取組んでいる。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

即戦力確保のため中途採用の積極的な取組み、また、社内でのOJTを活用した業務の互換性向上に努めている。

(3) リスク管理

リスク管理については、「事業等のリスク」に記載しているが、その中でも経営への影響が特に大きく、対策が

必要なリスクは取締役会に報告し対処している。

(4)指標及び目標

上記(2)において記載した、人材の確保の取組みについては、下記の指標、目標、実績となっている。

指標 中途採用人数

目標 有料求人サイト等を活用した求人活動により不足人員を解消する

実績 4名(当事業年度)

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び 目標

処遇改善基本給の昇給(当事業年度は2回実施) 人材の育成 担当業務の互換性向上のためOJT実施

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況・経営の状況等に関する事項のうち、ゴルフ場事業部門に関して投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は、別段記載がない限り当事業年度末(令和5年12月31日現在)において、当社が判断したものである。なお、太陽光発電事業部門については売電価格が法律により定められており、事業等のリスクは僅かであると判断している。

(1) 景気感応度のリスク

ゴルフ場業界は典型的なレジャー産業であり、一般的に景気動向の影響を受けやすい。したがって、景気低迷は来場者数の減少となり、即売上高を減少させるリスクである。なお、周辺ゴルフ場の低価格攻勢による過当競争は、収益面に大きく影響するリスクとなる。

(2) 季節変動性のリスク

ゴルフ場事業は季節変動性があり、来場者数は季節に応じて振り幅が大きく、一般的に春・秋は来場者数が多く、夏・冬に落ち込む傾向がある。したがって、人員配置等の効率追求が難しく、また固定費割合が大きいゴルフ場にとって大きな季節の繁閑差は、資金繰り上の影響が大きいリスクとなる。

(3) 天候のリスク

ゴルフ場事業は典型的な「お天気産業」であり、降雨、降雪、台風等の天候要因によって来場者数が増減するリスクがある。また、台風による影響は営業面のリスクに止まらず、直撃された場合の施設・コースの損壊被害の懸念もあり、予想外の修繕費が発生するリスクがある。

(4) 会員の高齢化のリスク

現在の会員の平均年齢は65歳を超えており、会員の年間来場回数が減少していく傾向にある。今後、会員の高齢 化が進むと来場者数が減少するリスクがある。

(5) 労働集約的産業のリスク

ゴルフ場事業は、人員を多く配置した労働集約的産業であり、固定費負担が重く、一般的に損益分岐点が高い産業である。したがって、変動比率が低いため、損益分岐点を超えて売上高が増加した場合、超過利益を大きく享受する一方、売上高が減少したり、損益分岐点に到達できなかったりする場合には、固定費負担から赤字体質に陥るリスクがある。

(6) 新型コロナウィルス感染症について

新型コロナウィルス感染症が世界的に流行してきたが、令和5年5月に5類感染症に位置図けられたことにより、レジャーに対する動向が大きく変化した。そのため、ゴルフ場への入場者の減少傾向が表れており当社の業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性がある。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日)は、5月に新型コロナウィルスが5類感染症に位置図けられたことにより、レジャーに対する動向が大きく変化した。そのような中、わが国経済は諸物価の上昇が圧迫要因となり、コストアップに繋がり先行き不透明な状況で推移した。

一方、愛媛県内経済も、先行き不透明な状況が続いており、また人手不足が顕在化し景気の回復には時間を要すると思われる。

このような状況下、県内19ゴルフ場の年間入場者数は、2,035人減の727,347人となり、前年比90.7%となった。また、当倶楽部入場者は、対前年比2,420人減の23,867人となり、前年比90.8%と低調に推移した。ゴルフ事業については、グリーンフィーが前年比11,226千円増の93,723千円となったが、キャディフィーは前年比1,505千円減の8,565千円、受取使用料(カートフィー)が前年比1,036千円減の53,711千円、コンペティションフィーは前年比229千円減の10,795千円等を要因として営業収益は224,525千円となり、前年比5,944千円増加した。

一方、太陽光発電事業は、四国電力から出力抑制の指示もあり、本年度売電収入額は、前年比8,408千円減の 62,247千円となった。

以上のことから、全体の営業収益は、前年比2,464千円(0.9%)減少し、286,773千円となった。

売上総利益は、営業収益が前年比2,464千円減少したことにより、前年比2,659千円(1.5%)減少し、174,040千円となった。

次に、一般管理費は、5,042千円減少し144,237千円となった。

その結果、営業利益は、前年比2,383千円増加し、29,802千円の黒字となった。

経常利益は、前年比3,664千円増の、30,578千円となった。

特別損益は落雷による被害が発生し、損害保険料収入が11,545千円、災害損失が9,614千円となり、1,931千円が特別利益となった。

最終の当期純利益は、昨年比1,043千円増の税引後20,949千円の利益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、80,151千円で、前事業年度70,339千円と比べ9,812千円(13.9%)の増加となった。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、82,211千円である。主な要因は、税引前当期純利益が32,509千円、減価償却費が54,122千円等による。

その結果、前事業年度の営業活動で得られた資金78,819千円と比べ、3,391千円の増加となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、11,403千円である。主な要因としては、有形固定資産の取得が、9,700千円である。その結果、前事業年度の投資活動に使用した資金2,982千円に比べ、使用した資金が8,420千円の増加となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、60,995千円である。主な要因は、長期借入金の返済37,596千円、リース債務の返済19,818千円、長期未払金の返済3,580千円である。その結果、前事業年度の財務活動の結果使用した資金67,799千円に比べ、使用した資金が、6,803千円の減少となった。

(資本の財源および資金の流動性)

当社の運転資金については、主として営業活動によるキャッシュ・フローである自己資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施している。また、設備投資資金については、営業活動によるャッシュ・フローの水準を勘案し、主としてリース契約または割賦契約により調達することを基本方針としている。

今後の資金需要については、ゴルフ場事業の固定資産の老朽化に伴う取替えが予想されるが、当該資金についても、基本方針に基づき、負債と資本のバランスに配慮しつつ必要な資金を調達していく予定である。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) ゴルフ場事業部門来場者実績

当事業年度における入場者実績は、以下のとおりである。

内 訳	第67期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)			
אם פא	人数(人)	前年同期比(%)		
会 員	9,478	95.3		
ビジター	14,389	88.0		
合 計	23,867	90.8		

(2) 営業実績

当事業年度における営業実績は、以下のとおりである。

内 訳		7期 至 令和5年12月31日)	
) (i ky	金額(千円)	前年同期比(%)	
グリーンフィー	93,723	113.6	
キャディーフィー	8,565	85.0	
受取使用料	53,711	98.1	
協力費収入	16,272	88.6	
コンペティションフィー	10,795	97.9	
会費収入	37,034	97.7	
名義変更手数料	745	372.5	
売店営業収入	213	86.6	
食堂運営委託手数料	3,464	97.5	
売電収入	62,247	88.0	
合 計	286,773	99.1	

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。 この財務諸表の作成に当たって、資産・負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いて いるが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性がある。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載している。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものである。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における営業収益は286,773千円であり、前事業年度289,238千円と比べ2,464千円減少した。 その主な要因は、太陽光発電事業の売り上げが前事業年度比8,408千円減少したためである。

当事業年度における営業原価は112,733千円であり、前事業年度112,538千円と比べ194千円増加した。その結果、売上総利益は174,040千円となり前事業年度に比べ2,659千円減少した。

当事業年度における販売費及び一般管理費は、144,237千円であり前事業年度149,280千円に比べ5,042千円減少した。この要因は、減価償却費が4,936千円減少したことによるものである。その結果、営業損益は29,802千円の黒字となり、前事業年度27,419千円に比べ2,383千円の増加となった。

次に経常損益は、30,578千円となり、前事業年度26,913千円に比べ3,664千円の利益増加となった。 税引前当期純損益は32,509千円の利益となり、前事業年度26,573千円に比べ5,936千円の利益増加となった。 その結果、当期純損益は20,949千円の利益となり、前事業年度19,905千円に比べ1,043千円の利益増加となった。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社のゴルフ場事業は、レジャー産業に属するものであり、このような当社の性格上、社会全体の景気動向は経営成績に重要な影響を与える要因である。また、より魅力的なコースを用意して集客力を向上させることが経営成績に大きく寄与することから、コースコンディションの整備やゴルフコースの戦略性、さらにはクラブハウス内の落ち着いた雰囲気とゆとりある空間が重要な集客力向上の要因である。

また、平成25年4月からスタートし、平成27年9月に増設した太陽光発電事業は、全面南向きという好立地 条件のため、計画以上の売電収入となり、今後、10年間安定収入が見込まれる。

(3) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は100,598千円となり、前事業年度末89,159千円に比べ11,439千円(12.8%)の増加となった。主な要因は現金及び預金の増加9,812千円によるものである。

固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は1,263,226千円となり、前事業年度末1,307,290千円と比べ44,064千円 (3.3%)の減少となった。主な要因は、減価償却費の計上等に伴う機械及び装置21,118千円、リース資産17,583 千円の減少によるものである。

流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は116,312千円となり、前事業年度末108,339千円に比べ7,972千円(7.3%)の増加となった。主な要因は、名義変更手数料にかかる収益の繰り延べ等による前受収益の増加11,930千円があった一方、リース債務3,649千円の減少によるものである。

固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は599,709千円となり、前事業年度末661,256千円に比べ61,546千円(9.3%)の減少となった。主な要因は長期借入金37,596千円、リース債務15,466千円の減少によるものである。

純資産

当事業年度末の純資産の残高は647,803千円となり、前事業年度末626,853千円に比べ20,949千円(3.3%)の増加となった。要因は、利益計上により繰越利益剰余金が増加したことによるものである。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの分析については、[第2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営は、現在の事業環境の厳しい分析と情報に基づく最適の経営方針を立案するように努め、実践している。

当事業年度におけるゴルフ場事業においては、来場者数が前事業年度に比べ2,420人減の23,867人となり、営業収益は前年比5,944千円増の224,525千円となったものの、太陽光発電事業の営業収益が8,408千円減少し、総営業収益が2,464千円減少した。また、諸物価の上昇がコストアップにつながっており、今後も経費削減に努めると同時に入場者を確保することで収益の改善を図っていく方針である。

また、太陽光発電事業は、発電設備の増設が平成27年9月29日完成となり、既存の992kWに438.4 k Wを増設し、1,430.4 k Wの規模となった。今後10年間、1 k W当たり40円(消費税含まず)の売電収入が保証されている。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、食堂委託業者として有限会社みふな屋と業務委託契約を締結している。なお、売上額の「100分の9」 相当額を委託手数料としている。

その契約内容は次のとおりである。

松山観光ゴルフ株式会社(以下甲と称する)は有限会社みふな屋(以下乙と称する)とは、飲食提供業務の委託に関し、甲乙協議の上、次のとおり契約する。

第1条(目的)

1.甲は、松山ゴルフ倶楽部(以下本施設という。)内の飲食提携業務(以下本業務という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条(業務の実施)

- 1. 甲の客に提供する料理、価格、調理方法等は、乙において定める。
- 2. 乙は食材の仕入れ保管にあたっては、品質、鮮度、衛生状態などについて十分注意する。
- 3. 甲の営業日においては、乙は受託業務を遂行する。
- 4. 乙は本業務を実施するにあたり、異例または重要な事項については、事前に甲と協議するものとする

第3条(設備の貸与及び保守)

1.甲は乙に対し、本施設の調理設備、食堂及びコース売店を貸与するものとし、乙は、甲に対し、貸与された調理設備等について責任をもって管理するものとする。

第4条(業務委託委託料、支払条件)

1.売上高は毎月末をもって当月分を締切り、甲は乙に対してその売上額の100分の91を翌月10日までに支払うものとする。

但し、経済変動などにより委託料の変更を必要とする場合は、甲、乙のいずれかの申し出により協議し改定することができる。

第5条(費用の負担)

- 1. 委託業務に係る材料費及び消耗品費用は、乙の負担とする。
- 2. 委託業務に係る使用人は乙より派遣するものとし、その費用は乙の負担とする。
- 3. 飲食物の提供に使用する食器類は、乙の負担により持込み使用するものとする。
- 4.飲食物調理に必要とする水道並びに電気に関する費用は、甲が負担するものとし、プロパンガスは、乙の負担において持ち込み使用する。
- 5. 乙は、廃棄物処理料41,800円、オーダリングシステム使用料11,000円(全て税込み)を別途負担する.
- 6. 本条項については契約期間中といえども、双方協議のうえ変更することができる。

第6条(契約保証金)

1. 契約保証金は免除する。

第7条(法令順守)

1. 乙は、本業務を実施するにあたって、個人情報保護法、関係法令に従って行わなければならない。

第8条(損害賠償)

- 1. 乙は、委託業務の遂行にあたり、乙の責任で法定伝染病又は食中毒の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、本施設に損害(第三者に及ぼした損害を含む)を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 2. 本業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)のための経費は、乙が負担する ものとする。但し、その損害が、乙の責めに帰しがたい事由による場合においては、甲、乙協議し て定めるものとする。

第9条(契約の解除)

- 1. 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき理由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に 相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がない時には、本契約を解除することができ る。
- 2.甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかが生じたときは、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
- (2) 破産、民事再生等の手続申立を受けたとき、又は自ら申立てたとき。
- (3) 前各号の他、著しい信用不安の事態が生じ、本契約に基づく業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

第10条 (裁判管轄)

1. 本契約に関する一切の訴訟、調停、和解その他の争訟は、松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第11条 (定めのない事項等)

1.この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議をして定めるものとする。

第12条(委託期間)

- 1. 本業務の委託期間は令和2年9月1日より令和3年3月31日とする。
- 2. 委託期間満了の6ヶ月前までに、甲、乙何れからも相手方に対し本契約を継続しない旨の通知ない場合、当該委託期間の翌日から、1年間を新たな業務委託期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例によるものとする。

以上

6 【研究開発活動】

該当事項なし

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、ゴルフ場事業については、前事業年度に引き続き集客力の向上・プレーヤーの満足度の向上を目的とした設備投資を実施した。

2 【主要な設備の状況】

(1) ゴルフ場事業の主要な設備は、以下のとおりである。

令和5年12月31日現在

声 类红力		帳簿価額(千円)						
事業所名 (所在地)	設備の内容	建 り みび 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	リース 資産	土 地 (面積㎡)	その他	合計	従業員数 (人)
本社 (愛媛県東温市)	ゴルフ場	69,663	11,247	18,035	633,068 (734,046.6)	202,727	934,742	8
本社 (愛媛県東温市)	クラブハウス	126,155	1,669	25,888	4,000	2,912	160,624	14

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品、ソフトウェア及び立木並びにコース勘定である。

2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりである。

リース契約による王な賃]日i又]用le	人のこのりて	ກ ຈຸ		
名称	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
リールマスター 5610D4WD	1台	10年間	768	320	所有権移転外 ファイナンス・リース
リールマスター用 バーチカッター	1台	10年間	222	92	所有権移転外 ファイナンス・リース
芝刈機グランドマスター(屋根付き)	1台	10年間	1,088	1,451	所有権移転外 ファイナンス・リース
プロフォースタービ ンプロアワークマン セット	1台	10年間	298	298	所有権移転外 ファイナンス・リース
2000Lタンク車	1台	10年間	961	3,205	所有権移転外 ファイナンス・リース
YAMAHA カート	10台	6 年間	1,840	1,993	所有権移転外 ファイナンス・リース
グリーンモア	1台	5 年間	749	499	所有権移転外 ファイナンス・リース
自動精算機	2 台	5 年間	1,734	1,156	所有権移転外 ファイナンス・リース
ロッカー更新工事	一式	10年間	3,036	18,722	所有権移転外 ファイナンス・リース
バンカーレーキ	1台	5 年間	670	1,341	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用カート	5台	6 年間	963	2,971	所有権移転外 ファイナンス・リース
トータルシステム	一式	5 年間	1,214	2,732	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用芝刈機	1台	5 年間	856	2,284	所有権移転外 ファイナンス・リース
ロケートマスターズ	一式	5 年間	1,069	4,098	所有権移転外 ファイナンス・リース
電話設備	一式	7 年間	563	3,287	所有権移転外 ファイナンル・リース

(2)太陽光発電事業の主要な設備は以下のとおりである。

(=) //(%/0/0-24-//					令和 5 年12月	31日現在
事業所名	***	帳簿価額(千円)				│ │従業員数│
学業が日 (所在地) 設備の内容		構築物	機械装置	その他	合計	(人)
松山ゴルフ倶楽部 太陽光発電 所 (愛媛 県東温市)	太陽光発電所	14,714	148,515	144	163,375	0

⁽注) 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品及びソフトウェアである。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等の計画 該当事項なし
- (2) 重要な設備の売却及び除却 該当事項なし

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	4,800	
計	4,800	

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (令和 5 年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和 6 年 3 月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	3,093	3,093		当社は単元株制度を採用してい ないので、単元株式はない。
計	3,093	3,093		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

【ライツプランの内容】

該当事項なし

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年11月30日(注)	180	3,093	135,000	353,475	135,000	135,000

(注) 有償公募増資 180株 発行価格 1,500千円 資本組入額 750千円

(5) 【所有者別状況】

令和 5 年12月31日現在

区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国流	去人等	個人	計
<u> </u>	地方公共 団体	立 熙 [茂]美]	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	āl
株 主 数 (人)		8		244			1,165	1,417
所有株式数 (株)		138		744			2,211	3,093
所有株式数 の割合(%)		4.5		24.0			71.5	100.00

(6) 【大株主の状況】

令和5年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社伊予銀行	松山市南堀端町1番地	62	2.0
株式会社愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	52	1.6
株式会社伊予鉄グループ	松山市湊町4丁目4番1号	50	1.6
井関農機株式会社	松山市馬木町700番地	16	0.5
南海放送株式会社	松山市本町1丁目1番1号	13	0.4
セキ株式会社	松山市湊町7丁目7番1号	11	0.3
株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座 1 丁目12-18	10	0.3
株式会社四国銀行	高知市はりまや1丁目1番1号	8	0.2
株式会社よんやく	松山市南高井町1828番地	8	0.2
四国アルフレッサ株式会社	高松市国分寺町福塚甲1255-10	8	0.2
計		238	7.6

(7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

令和5年12月31日現在

		<u> </u>	
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,093	3,093	
発行済株式総数	3,093		
総株主の議決権		3,093	

【自己株式等】

該当事項なし

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項なし

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項なし
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項なし
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項なし
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項なし

3 【配当政策】

当社は、定款において剰余金の配当は株主総会決議のうえ、年1回期末配当を実施できることとしているが、事業の性格上、サービス及び設備の改善を図ることが株主に対する利益還元方法と考えており、内部留保金はそのために当てる方針である。

したがって、創業以来、配当は実施していない。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主を主な会員とする株主会員制ゴルフ場であり、株主会員および同伴又は紹介したビジター共々プレーを楽しんでいただくよう最適なゴルフ環境を提供することに努め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定、経営の健全性、効率性を目指している。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の取締役は、当事業年度末現在13名で構成され、そのうち12名が社外取締役である。上記の基本的な考え方に基づき代表取締役専務である支配人が日常的あるいは迅速を要するゴルフ場の運営における意思決定を行い、かつ業務を執行するが、それを12名の社外取締役が取締役会を通して監督し、経営上の重要な意思決定は取締役会で行っている。

一方、会員組織としての任意団体である松山ゴルフ倶楽部の倶楽部会則により、会社社長、同代表取締役専務、理事長、キャプテン、名誉書記および名誉会計をもって運営協議会を組織し、必要の都度開催している。運営協議会は取締役会および倶楽部理事会の方針に従い、倶楽部の分科委員会の提案を参考として倶楽部運営に関する諸施策を決定する。

このように取締役会、倶楽部理事会および運営協議会がそれぞれの機能を発揮することにより内部統制の充実を図り、会社の業務執行状況については、代表取締役専務である支配人が取締役会、倶楽部理事会及び運営協議会で報告し、内部統制システムが適正に機能する体制にしている。

また、当社は監査役制度を採用し、監査役2名で構成されている。いずれも社外監査役であり、取締役会ほか重要な会議に出席し、会社の業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行の監査を行っている。現在のところ内部監査制度は会社規模が小さく必要性はないと判断して採用していないが、代表取締役専務である支配人が、業務全般についての監督及び管理を実施しており、中間決算、年度決算毎に監査役との間で情報交換を行っている。

取締役会の活動状況

取締役会は原則年2回開催するほか必要に応じて随時開催する。令和5年12月期は合計3回開催した。

開催年月	出席取締役数	検討内容
5年2月	9 名/13名中	第66期決算 計算書類承認の件 取締役の任期満了による取締役候補選任の件 取締役の任期満了による監査役候補選任の件 第66期定時株主総会開催の件
5年3月	10名/13名中	役付取締役選任の件
5年9月	10名/13名中	第67期中間決算 計算書類承認の件

個々の取締役の出席状況

氏名	常勤/非常勤	令和 5 年12月期 取締役会 出席状況
關 啓三	非常勤	3回(全3回)
吉田 則彦	常勤	3回(全3回)
大亀 裕	非常勤	0回(全3回)
村田 裕司	非常勤	3回(全3回)
土居 英雄	非常勤	3回(全3回)
髙橋 祐二	非常勤	0回(全3回)
清水 一郎	非常勤	0回(全3回)
大塚 岩男	非常勤	3回(全3回)
一色 義治	非常勤	3回(全3回)
本田 元広	非常勤	3回(全3回)
清水 啓介	非常勤	3回(全3回)
八石 玉秀	非常勤	3回(全3回)
三好 賢治	非常勤	2回(全3回)

役員報酬の内容

取締役の年間報酬は、5,400千円である。なお、社外取締役及び監査役は無報酬である。

取締役の定数

当社の取締役は7名以上とする旨、定款に定められている。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする旨、定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を有することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めている。これは、当該規定により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とする。

(2) 【役員の状況】

男性 15名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 非常勤	關 啓 三	昭和22年1月11日生	昭和58年10月 昭和62年6月 昭和63年5月 平成4年6月 平成10年6月	同社代表取締役社長 関興産(株)代表取締役社長(現) (株)エス・ピー・シー代表取締役(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役 メディアプレス瀬戸内(株) 代表取締役社長(現) セキ(株)代表取締役会長(現)	注3	
代表取締役専務 常勤 支配人	吉田則彦	昭和30年11月4日生	昭和54年4月 平成13年8月 平成21年2月 平成21年8月	(株)伊予銀行入行 同行味生支店長 同行営業サポートセンター長 同行個人ローン審査室長 国立大学法人愛媛大学出向 国立大学法人愛媛大学 特命教授 国立大学法人愛媛大学退職	注3	2
取締役非常勤	大 亀 裕	昭和35年 5 月26日生	昭和62年4月 和163年9月 平成11年4月 平成114年1月 平成16年4月 平成成17年10月 平成成17年10月 平成成19年10月 平成成19年3月	(株)ディック経営企画室長 同社取締役経営管理本部経営企部長 同社常務取締役グループ統括本部長 同社中務取締役グループ統括本部長 同社代表取締役専務グループ統括本部長 同社代表取締役社長 ダイキ(株)取締役 (株)ダイキアクシス代表取締役社長 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役 非常勤	村田 裕司	昭和32年9月2日生	昭和59年5月 昭和60年5月 平成2年5月 平成5年5月 平成15年11月	(株)アテックス入社 同社取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 株式会社愛媛 F C 専務取締役 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役非常勤	土居英雄	昭和23年11月20日生	平成6年4月	同社常務取締役経営企画室長 同社代表取締役専務 (株)愛媛新聞社代表取締役社長(現)	注3	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役非常勤	髙橋祐二	昭和28年11月11日生	昭和51年4月 平成12年6月 平成16年1月 平成16年4月 平成28年3月 平成28年4月 令和元年6月	同社取締役 同社取締役専務 同社代表取締役社長 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 三浦工業(株)代表取締役会長 同社取締役会長	注3	
取締役非常勤	清水一郎	昭和42年11月7日生	平成2年4月 平成19年5月 平成25年7月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年6月 平成28年3月 令和2年6月	松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	
取締役非常勤	大 塚 岩 男	昭和27年4月7日生	昭和51年4月 平成7年7月 平成10年8月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成29年3月 令和3年4月 令和3年4月	(株)伊予銀行取締役会長(代表取締役) 松山ゴルフ倶楽部理事長(現)	注3	2
取締役非常勤	一色義治	昭和26年4月12日生	昭和49年4月 昭和58年2月 昭和59年5月 昭和60年6月 昭和63年5月 平成7年2月 平成11年7月 平成11年4月 平成24年5月 平成29年3月	愛媛ダイハツ販売(株)代表取締役(現) 学校法人新田学園理事(現) (財)伊予銀行社会福祉基金評議員(現) 愛媛県軽自動車協会会長(現)	注3	2
取締役非常勤	本 田 元 広	昭和26年4月12日生	昭和45年4月 平成4年2月 平成7年2月 平成18年6月 平成18年7月 平成23年4月 平成23年4月 平成30年3月 平成30年6月	(株)愛媛銀行入行 同行尾道支店長 同行高松支店長兼高松事務所長 同行取締役人事教育部長 同行常務取締役 同行専務取締役(代表取締役) 同行頭取(代表取締役) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	
取締役 非常勤	清 水 啓 介	昭和32年4月27日生	昭和55年4月 平成24年3月 平成24年7月 平成28年6月 平成30年6月 令和2年6月 令和3年3月 令和4年6月	同社東京支社長 同社取締役執行役員東京支社長 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員営業本部本部長 同社専務取締役 営業本部長 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			昭和56年4月			
			平成 9 年10月			
取締役			平成20年 6 月			
非常勤	八石玉秀	昭和33年12月16日生	平成22年6月	同社常勤理事営業統括部長兼お客様相談室長	注3	
			平成30年6月	同社専務理事		
			令和 2 年11月	同社理事長(現)		
			令和3年3月	松山観光ゴルフ(株)取締役(現)		
			昭和57年4月	(株)伊予銀行入行		
			平成21年8月	同行大阪北支店長		
			平成24年8月	同行資金証券部長		
			平成26年6月	同行執行役員総合企画部長		
				兼総合企画部関連事業室長		
Ħ77.4☆ 4/几				兼総合企画部ICT戦略室長		
取締役 非常勤	三好 賢治	昭和34年12月18日生	平成28年6月	同行常務執行役員営業本部副本部長	注3	2
JE 113 20			平成29年6月	同行常務取締役		
			令和元年6月	同行代表取締役専務		
			令和2年4月	同行代表取締役頭取(現)		
			令和4年10月	(株)いよぎんホールディングス		
				取締役社長(代表取締役)兼務(現)		
			令和5年3月	松山観光ゴルフ(株)取締役(現)		
			昭和60年4月	稲瀬法律事務所開業(現)		
			平成9年4月	学校法人新田学園理事長		
			平成11年7月	愛媛県人事委員会委員長		
監査役	 稲瀬道和	 昭和22年12月26日生	平成18年7月	(株)伊予銀行 監査役	 注4	2
非常勤		哈和22年12月20日主	平成23年 3 月	松山観光ゴルフ(株)監査役(現)	/土 4	2
			平成23年 6 月	愛媛県人事委員会委員長退任		
			平成25年 3 月	学校法人新田学園理事長退任		
			平成26年 6 月	(株)伊予銀行 監査役退任		
			昭和47年4月	(株)伊予銀行入行		
			平成4年2月	同行秘書課長		
			平成10年2月	同行湊町支店長		
			平成17年 6 月	同行取締役人事部長		
監査役	山之内 芳夫	昭和24年4月10日生	平成21年 6 月	同行常務取締役	注4	2
非常勤			平成23年 6 月	同行専務取締役(代表取締役)		
			平成24年 6 月	同行取締役副頭取(代表取締役)		
			平成26年 6 月	同行取締役副頭取退任		
			令和3年3月	松山観光ゴルフ(株)監査役(現)		
			計			16
H1						

- (注) 1 代表取締役 吉田則彦 以外は「社外取締役」である。
 - 2 監査役 稲瀬道和および監査役 山之内芳夫は「社外監査役」である。
 - 3 取締役の任期は令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和6年12月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 - 4 監査役の任期は令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年12月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており取締役は13名(うち社外取締役は12名)、監査役は2名(うち社外監査役は2名)である。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監視している

監査役氏名	出席回数	取締役会開催回数
稲瀬 道和	2 回	3 回
山之内 芳夫	1 回	3 回

内部監査の状況

現在のところ内部監査制度は会社規模が小さく必要性はないと判断している。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は水野 邦洋氏である。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士 1名である。

なお、当社は会計監査責任者が監査意見の表明に先立ち、会計・監査上の重要な問題に対する判断や処理が適切であること並びに監査意見が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、当社との間に公認会計士法に規定する利害関係がなく、かつ当社の監査に関与していない他の公認会計士より監査意見表明のための審査を受けている旨の報告を受けている。

さらに定期的な監査のほか、会計上の問題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。

なお、監査公認会計士等の選定方針および理由としては、企業会計基準の変更等に迅速に対応でき、十分かつ 適正な監査対応を行える監査公認会士等を選定している。

また、当社の監査役による監査公認会計士等の評価としては、企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表を監査計画に基づいて、十分かつ適切に監査を行っていると判断している。

(監査報酬の内容等)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

	前事業	 	当事業年度		
区分	監査証明業務に	非監査業務に	監査証明業務に	非監査業務に	
	基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)	
提出会社	1,200		1,800		
計	1,200		1,800		

当社における非監査業務はない。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く。) 該当事項なし
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項なし
- d.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損ねないことを旨に、監査日数、当社の規模、業務の特性を勘案し決定している。

EDINET提出書類 松山観光ゴルフ株式会社(E04652) 有価証券報告書

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。 なお、役員報酬の内容については、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載している。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて 作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第67期事業年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の財務諸表について、公認会計士 水野 邦洋氏の監査を受けている。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がないので、連結財務諸表は作成していない。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	***	ツ事業を含
	前事業年度 (令和 4 年12月31日)	当事業年度 (令和 5 年12月31日)
産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,949	80,761
未収入金	16,735	17,681
商品	209	184
貯蔵品	1,619	2,568
前払費用	1,735	1,960
その他	343	233
貸倒引当金	2,435	2,79
流動資産合計	89,159	100,598
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 387,871	1 392,286
減価償却累計額	258,517	262,65
建物(純額)	129,353	129,63
構築物	1 409,367	1 409,36
減価償却累計額	320,648	328,46
構築物(純額)	88,719	80,90
機械及び装置	1 485,451	1 485,45
減価償却累計額	309,282	330,40
機械及び装置(純額)	176,169	155,05
車両運搬具	70,444	74,94
減価償却累計額	66,859	68,56
車両運搬具(純額)	3,584	6,38
工具、器具及び備品	41,423	42,20
減価償却累計額	37,480	38,37
工具、器具及び備品(純額)	3,943	3,83
リース資産	177,946	178,58
減価償却累計額	116,439	134,66
リース資産(純額)	61,507	43,92
土地	1 637,068	1 637,06
立木	16,439	16,43
コース勘定	2 184,891	2 184,89
有形固定資産合計	1,301,677	1,258,11
無形固定資産	1,001,077	1,200,11
ソフトウエア	810	62
電話加入権	285	28
無形固定資産合計	1,095	90
投資その他の資産	1,000	
出資金	62	62
差入保証金	131	13
長期前払費用	583	54
成别即孤員用 廃棄費用積立金	503	1,69
展来真用慎立並 繰延税金資産	3,741	1,75
投資その他の資産合計 固定資産合計	4,517 1,307,290	4,19 1,263,22
1817年日任言曰	1.307.290	1.703.77

		(単位:千円)
	前事業年度 (令和 4 年12月31日)	当事業年度 (令和 5 年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 37,596	1 37,596
リース債務	19,793	16,143
未払金	17,993	15,365
未払費用	5,489	5,790
未払法人税等	4,652	9,275
未払消費税等	6,822	4,338
預り金	7,523	7,404
前受収益	з 8,468	з 20,398
流動負債合計	108,339	116,312
固定負債		
長期未払金	19,205	15,873
長期借入金	1 183,962	1 146,366
退職給付引当金	5,830	6,328
長期預り金	2,100	2,100
会員預り金	402,662	397,012
リース債務	47,495	32,029
固定負債合計	661,256	599,709
負債合計	769,596	716,02
純資産の部		
株主資本		
資本金	353,475	353,475
資本剰余金		
資本準備金	135,000	135,000
その他資本剰余金	4,275	4,275
資本剰余金合計	139,275	139,275
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金		
別途積立金	140,000	140,000
繰越利益剰余金	17,896	3,053
その他利益剰余金合計	122,103	143,053
利益剰余金合計	134,103	155,050
株主資本合計	626,853	647,803
純資産合計	626,853	647,803
負債純資産合計	1,396,449	1,363,824

【損益計算書】

		(単位:千円 <u>)</u> 当事業年度
	(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12月31日)	(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)
営業収益	,	,
ゴルフ営業収入		
グリーンフィー	82,497	93,723
キャディーフィー	10,070	8,565
受取使用料	54,748	53,711
協力費収入	18,358	16,272
コンペティションフィー	11,025	10,795
会費収入	37,885	37,034
名義変更手数料	200	745
ゴルフ営業収入合計	214,784	220,848
売店営業収入	246	213
食堂運営委託手数料	3,551	3,464
売電収入	70,656	62,247
営業収益合計	1 289,238	1 286,773
営業原価		
ゴルフ営業原価		
給料手当	23,834	27,830
キャディー手当	13,535	12,584
従業員賞与	2,374	2,447
退職給付費用	607	593
法定福利費	3,908	4,644
厚生費	116	299
旅費交通費	624	723
競技費	8,434	8,743
接待交際費	2	
消耗品費	3,466	3,158
コース維持費	22,169	20,993
修繕費	2,978	2,297
減価償却費	18,363	18,410
水道光熱費	5,268	5,295
支払賦課金	40	47
公租公課	404	392
支払手数料	5,396	3,323
損害保険料	220	18′
賃借料	693	702
維費	82	39
ゴルフ営業原価合計	112,522	112,708
売店営業原価		,
商品期首棚卸高	226	209
商品期末棚卸高	209	184
売店営業原価合計	16	25
営業原価合計	112,538	112,733
· 古来原间日前 七上総利益	176,699	174,040

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12月31日)	(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)
仮売費及び一般管理費		,
役員報酬	5,400	5,40
給料及び手当	24,915	24,80
従業員賞与	2,561	2,69
退職給付費用	98	16
法定福利費	5,332	4,94
厚生費	379	20
広告宣伝費	1,463	1,4
旅費交通費	796	83
通信費	2,253	1,6
事務用消耗品費	485	24
図書印刷費	2,291	2,10
会議費	947	9.
接待交際費	97	10
消耗品費	1,442	2,7
修繕費	1,322	2,6
減価償却費	40,610	35,6
水道光熱費	17,079	16,9
販売促進費	7,314	6,4
支払賦課金	1,218	1,5
公租公課	13,373	13,3
支払手数料	15,232	14,0
損害保険料	3,178	2,9
5年 体	694	2,9
與 旧作 維費	505	8
撰 貸倒引当金繰入額	284	3
貝倒の日本緑八郎 販売費及び一般管理費合計	149,280	144,2
一般元真及び一般自注負ロ司 営業利益	27,419	
音素利益 営業外収益		29,8
	0	
受取利息	0	4.4
大会協賛金	1,150	1,1
受取補償金	596	1,6
業務受託料	456	4
雑収入	1,097	8
営業外収益合計	3,300	4,0
信業外費用		
支払利息	3,467	2,9
長期前払費用償却	38	
雑損失		3
営業外費用合計	3,805	3,2
圣常利益	26,913	30,5
持別利益		
固定資産売却益	2 105	
受取保険金		11,5
特別利益合計	105	11,5
詩別損失		
災害損失		9,6
固定資産除却損	3 446	
特別損失合計	446	9,6
说引前当期純利益	26,573	32,5
よ人税、住民税及び事業税	4,955	9,5
去人税等調整額 	1,712	1,9
法人税等合計	6,667	11,5
当期純利益	19,905	20,94

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

				•
	株主資本			
	資本金		資本剰余金	
	貝平並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計				
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					
	利益剰余金				純資産合計	
	利共進供令	その他利	益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	総貝佐口司
	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益制示並口引		
当期首残高	12,000	140,000	37,801	114,198	606,948	606,948
当期変動額						
当期純利益			19,905	19,905	19,905	19,905
当期変動額合計			19,905	19,905	19,905	19,905
当期末残高	12,000	140,000	17,896	134,103	626,853	626,853

当事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

				(
	株主資本			
	資本金		資本剰余金	
	貝坐並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計				
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					
	利益剰余金				純資産合計	
	利益準備金	その他利	益剰余金	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	株主資本合計	縄貝佐口司
	利益华闸 亚	前金				
当期首残高	12,000	140,000	17,896	134,103	626,853	626,853
当期変動額						
当期純利益			20,949	20,949	20,949	20,949
当期変動額合計			20,949	20,949	20,949	20,949
当期末残高	12,000	140,000	3,053	155,053	647,803	647,803

【キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		<u> </u>
税引前当期純利益	26,573	32,509
減価償却費	59,012	54,122
災害損失		9,614
固定資産除却損	446	
固定資産売却益	105	
貸倒引当金の増減額(は減少)	284	356
退職給付引当金の増減額(は減少)	706	497
受取保険金		11,545
受取利息	0	0
支払利息	3,467	2,911
売上債権の増減額(は増加)	1,644	945
棚卸資産の増減額(は増加)	81	923
未払債務の増減額(は減少)	2,668	2,378
長期預り金の増減額(は減少)	10,575	5,650
未払又は未収消費税等の増減額	1,134	2,420
前受収益の増減額(は減少)	8,193	11,930
その他の資産の増減額(は増加)	19	114
その他の負債の増減額(は減少)	225	543
小計	87,987	88,506
利息の受取額	0	0
利息の支払額	3,467	2,911
災害による保険金収入		11,545
災害復旧の支払額		9,614
法人税等の支払額	5,700	5,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,819	82,211
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻しによる収入	960	960
定期預金の預入による支出	960	960
有形固定資産の取得による支出	2,672	9,700
有形固定資産の売却による収入	250	-,
廃棄費用積立による支出		1,694
投資その他の資産の取得による支出		8
無形固定資産の取得による支出	560	
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,982	11,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		11,100
長期借入金の返済による支出	43,096	37,596
長期未払金の返済による支出	3,929	3,580
リース債務の返済による支出	20,773	19,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,799	60,995
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,037	9,812
現金及び現金同等物の期首残高	62,301	70,339
現金及び現金同等物の期末残高	70,339	80,151
坑並以び坑並凹守物の朔木戊同	10,339	00,151

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む)及び太陽光発電事業設備の「機械及び装置」並びに平成28年4月1日以降に取得した 構築物については定額法、それ以外については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物15~65年構築物6~50年機械装置(太陽光発電設備)17年

(2)無形固定資産

定額法を採用している。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

- 3 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、 計上している。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債 務とする方法を用いた簡便法を適用している。
- 4 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。グリーンフィー、キャディフィー等は顧客のゴルフ場利用を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用時点で収益を認識している。名義変更手数料及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識している。売店営業収入は、物品の販売を行っており、販売を行った時点で収益を認識している。食堂運営委託手数料は、食堂を外部委託しており、委託会社の1カ月間の売上高の一部が委託収入となることから、1カ月の食堂利用が終了した時点で収益を認識している。また、売電収入については、発電を履行義務として識別し、発電量が確定する月末時点で収益を認識している。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1か月以内には支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	3,741千円	1,757千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性については、翌事業年度の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異等の解消が見込まれる金額で計上している。新型コロナウィルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるが、翌事業年度も当事業年度と同水準程度の課税所得が発生するものと仮定して課税所得の見積りを行っている。

(貸借対照表関係)

1 担保資産

(第66期)

有形固定資産のうち、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)208,758 千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第66期 (自 令和 4 年 1 月 1 日
	至 令和4年12月31日)
建物	123,143千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	17,551千円
太陽光機械及び装置	169,599千円
計	947,362千円

(第67期)

有形固定資産のうち、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)174,042千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第67期
	(自 令和5年1月1日
	至 令和 5 年12月31日)
建物	123,874千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	14,714千円
太陽光機械及び装置	148,515千円
計	924,172千円

- 2 ゴルフ場用地を改造・加工する費用を処理する科目としてコース勘定を設けている。
- 3 前受収益のうち、契約負債の金額は以下のとおりである。

第66期

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

契約負債 8,400千円

第67期

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

契約負債 20,055千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

2 固定資産売却益の内容は次のとおりである。

第66期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

車両運搬具 105千円

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日) 該当事項なし

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりである。

	第66期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第67期 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)
機械及び装置	20千円	于円
_工具、器具及び備品	426千円	千円
計	446千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

第66期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	3,093			3,093
計	3,093			3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項なし

3 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項なし

4.配当に関する事項

該当事項なし

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	3,093			3,093
計	3,093			3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項なし

3 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項なし

4.配当に関する事項

該当事項なし

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	第66期	第67期
	(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年12月31日)	(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)
現金及び預金勘定	70,949千円	80,761千円
預入期間が3ケ月を超える定期預金	610千円	610千円
現金及び現金同等物	70,339千円	80,151千円

2 重要な非資金取引の内容

(第66期)

当事業年度に新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は9,291千円である。

(第67期)

当事業年度に新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は702千円である。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金については安全性の高い預金で運用している。また、必要な資金については金融機関からの借入にて調達している。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、主にクレジットカード会社への債権、会員の年会費、レストランの手数料である。 これらの債権は、顧客の信用リスクに晒されている。

営業債務である未払金は、ほとんど、1ヶ月以内の支払期日である。借入金は、運転資金または設備資金の調達を目的としているものであり、金利の変動リスクがある。

また、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としている。契約期間は決算日後最長7年1ヶ月であり、金利の変動リスクがある。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

会員の年会費の未収分については、滞留の状況を把握して適時督促を行う等の対策を行っている。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、固定金利による約定返済とすることにより、金利の変動リスクへの対策を行っている。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 資金調達については、適時資金繰りの状況を把握し必要に応じて借入を行う等による対策を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがある。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

第66期(令和4年12月31日)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 長期借入金	221,558	224,405	2,847
(2) リース債務	67,289	62,131	5,157
(3) 長期未払金	22,786	19,330	3,455
(4) 長期預り金	2,100	1,546	553
(5) 会員預り金	402,662	296,618	106,044
負債計	716,395	604,032	112,363

第67期(令和5年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 長期借入金	183,962	186,557	2,595
(2) リース債務	48,172	44,811	3,361
(3) 長期未払金	19,205	16,618	2,586
(4) 長期預り金	2,100	1,512	587
(5) 会員預り金	397,012	285,966	111,046
負債計	650,452	535,466	114,986

資 産

現金及び預金、未収入金

現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

負債

未払金、預り金

これらは、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

(注1)金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 第66期(令和4年12月31日)

(単位:千円)

				<u> </u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	70,949			
未収入金	16,735			
合計	87,685			

第67期(令和5年12月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超	
現金及び預金	80,761				
未収入金	17,681				
合計	98,443				

(注2)長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 第66期(令和4年12月31日)

(単位:千円)

						<u> </u>
区分	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	37,596	37,596	37,596	37,596	33,866	37,308
リース債務	19,793	16,043	10,875	7,892	5,051	7,633
長期未払金	3,580	3,331	3,331	3,189	2,555	6,796
合計	60,970	56,971	51,803	48,677	41,472	51,738

第67期(令和5年12月31日)

						<u> </u>
区分	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	37,596	37,596	37,596	33,866	19,850	17,458
リース債務	16,143	10,976	7,992	5,151	3,721	4,187
長期未払金	3,331	3,331	3,189	2,555	2,204	4,592
合計	57,071	51,903	48,777	41,572	25,776	26,237

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

第66期(令和4年12月31日)

該当事項なし

第67期(令和5年12月31日)

該当事項なし

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第66期(令和4年12月31日)

区分		時	価	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む)		62,131		62,131
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)		224,405		224,405
長期未払金(1年以内返済予定の長期 未払金を含む)		19,330		19,330
長期預り金			1,546	1,546
会員預り金			296,618	296,618
負債計		305,867	298,165	604,032

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在 価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期未払金(1年以内返済予定の長期未払金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、貸借対照表の未払金17,993千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金3,580千円が含まれているため、その金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

(長期預り金及び会員預り金)

元本の合計額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、返済期日までの期間に観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類している。

第67期(令和5年12月31日)

(単位:千円)

E.O.	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
リース債務(1年以内返済予定のリー ス債務を含む)		44,811		44,811	
長期借入金(1年以内返済予定の長期 借入金を含む)		186,557		186,557	
長期未払金(1年以内返済予定の長期 未払金を含む)		16,618		16,618	
長期預り金			1,512	1,512	
会員預り金			285,966	285,966	
負債計		247,987	287,478	535,466	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在 価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期未払金(1年以内返済予定の長期未払金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、貸借対照表の未払金15,365千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金3,331千円が含まれているため、その金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

(長期預り金及び会員預り金)

元本の合計額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、返済期日までの期間に観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類している。

(有価証券関係)

該当事項なし

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はない。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用している。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を摘要した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

		(千円)_
	前事業年度	当事業年度
	(自 令和4年1月1日	(自 令和5年1月1日
	至 令和 4 年12月31日)	至 令和 5 年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	5,124	5,830
退職給付費用	706	697
退職給付の支払額		200
退職給付引当金の期末残高	5,830	6,328

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度 706千円 当事業年度 697千円

(ストック・オプション等関係)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第66期 (令和 4 年12月31日)	第67期 (令和 5 年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却累計額	14,270千円	13,443千円
退職給付引当金	1,775千円	1,927千円
貸倒引当金	741千円	850千円
前受収益	2,558千円	6,108千円
未払事業税	552千円	663千円
繰越欠損金	2,233千円	千円
繰延税金資産小計	22,133千円	22,993千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	千円	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	18,391千円	21,236千円
評価性引当額小計	18,391千円	21,236千円
繰延税金資産合計	3,741千円	1,757千円

- (注) 1.評価性引当額が2,845千円増加している。この増加の主な内容は前受収益に係る評価性引当額を認識したことによるものである。
 - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和4年12月31日)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)		2,233					2,233千円
評価性引当額							千円
繰延税金資産		2,233					(b)2,233千円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。
- (b) 税務上の繰越欠損金2,233千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産2,233千円を計上している。 当該繰延税金資産2,233千円は翌事業年度の課税所得の見積りに基づいて認識したものである。

当事業年度(令和5年12月31日) 該当事項なし 2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳

	第66期 (令和 4 年12月31日)	第67期 (令和 5 年12月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.2%
住民税均等割等	1.2%	1.0%
評価性引当額の増減額	6.3%	2.7%
その他	0.4%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0%	35.6%

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の時価等の開示については、重要性がないため注記を省略している。

(持分法損益等)

当社は、関連会社に対する投資がないので、該当事項はない。

(資産除去債務関係)

該当事項なし

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

		(手匹・川)
	グリーンフィー	82,497
	キャディフィー	10,070
	受取使用料	54,748
	協力費収入	18,358
 ゴルフ場事業	コンペティションフィー	11,025
コルノ场争業 	会費収入	37,885
	名義変更手数料	200
	売店営業収入	246
	食堂運営委託手数料	3,551
	ゴルフ場事業計	218,581
太陽光発電事業	売電収入	70,656
顧客との契約から生じる収益		289,238
その他の収益		
外部顧客への売上高		289,238

当事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

		(-12.113)
	グリーンフィー	93,723
	キャディフィー	8,565
	受取使用料	53,711
	協力費収入	16,272
 ゴルフ場事業	コンペティションフィー	10,795
コルノ场争業	会費収入	37,034
	名義変更手数料	745
	売店営業収入	213
	食堂運営委託手数料	3,464
	ゴルフ場事業計	224,525
太陽光発電事業	売電収入	62,247
顧客との契約から生じる収益		286,773
その他の収益		
外部顧客への売上高		286,773

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(1) 契約負債の残高

	当事業年度	
契約負債(期首残高)	千円	
契約負債(期末残高)	8,400千円	

契約負債は、顧客(会員)が入会時に支払った名義変更手数料及び1年分の年会費等の支払いから生じた前受収益に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお、当該支払いの見返りとして、名義変更手数料は顧客(会員)の平均利用期間にわたり、また年会費等は1年間にわたり、サービスが顧客(会員)に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当事業年度において契約負債が増加した理由は、名義変更手数料8,400千円を契約負債へ繰り延べたことによる。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

	(十四・113)
	当事業年度
令和 5 年12月期 (令和 4 年12月期から 1 年以内)	430
令和6年12月期~令和9年12月期 (令和4年12月期から1年超5年以内)	1,720
令和10年12月期~令和14年12月期 (令和4年12月期から5年超10年以内)	2,150
令和15年12月期以降 (令和4年12月期から10年超)	4,100
合計	8,400

当事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(1) 契約負債の残高

	当事業年度	
契約負債(期首残高)	8,400千円	
契約負債(期末残高)	20,055千円	

契約負債は、顧客(会員)が入会時に支払った名義変更手数料及び1年分の年会費等の支払いから生じた前受収益に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお、当該支払いの見返りとして、名義変更手数料は顧客(会員)の平均利用期間にわたり、また年会費等は1年間にわたり、サービスが顧客(会員)に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当事業年度において契約負債が増加した理由は、名義変更手数料12,085千円を契約負債へ繰り延べたことによる。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

	当事業年度
令和6年12月期 (令和5年12月期から1年以内)	1,050
令和7年12月期~令和10年12月期 (令和5年12月期から1年超5年以内)	4,200
令和11年12月期~令和15年12月期 (令和5年12月期から5年超10年以内)	5,250
令和16年12月期以降 (令和5年12月期から10年超)	9,555
合計	20,055

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- 1.報告セグメントの概要
- (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものである。また、当社は事業ごとの包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

従って、当社は事業種別セグメントから構成されており、「ゴルフ場事業」及び「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

- (2) 各報告セグメントに属するサービスの種類
 - 「ゴルフ場事業」は、ゴルフ場利用に伴うサービスの提供をしている。
 - 「太陽光発電事業」は、発電した電力を電力会社に供給するサービスの提供をしている。
- 2.報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。 報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値である。
- 3.報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

第66期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計	
売上高				
外部顧客への売上高	218,581	70,656	289,238	
セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	218,581	70,656	289,238	
セグメント利益	434	26,479	26,913	
セグメント資産	1,184,425	212,024	1,396,449	
セグメント負債	574,959	194,636	769,596	
その他の項目				
減価償却費	33,440	25,571	59,012	
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,117	562	11,679	

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

			(<u>丰</u> 世・川 <u>リ</u>	
	報告セグメント			
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計	
売上高				
外部顧客への売上高	224,525	62,247	286,773	
セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	224,525	62,247	286,773	
セグメント利益	9,898	20,679	30,578	
セグメント資産	1,175,955	187,869	1,363,824	
セグメント負債	550,211	165,809	716,021	
その他の項目				
減価償却費	30,057	24,064	54,122	
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	10,338		10,338	

【関連情報】

第66期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位:千円)

	プレー代	会 費	その他	合 計
外部顧客への売上高	176,698	37,885	3,997	218,581

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は70,656千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を 省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位:千円)

	プレー代	会 費	その他	싐	計
外部顧客への売上高	183,069	37,034	4,422		224,525

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は62,247千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を 省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

EDINET提出書類 松山観光ゴルフ株式会社(E04652) 有価証券報告書

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項なし

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項なし

【関連当事者情報】

第66期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日) 該当事項なし

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日) 該当事項なし

(1株当たり情報)

第66期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)				第67期 (自 令和5年1月 至 令和5年12月	
1	1 株当たり純資産額	202,668.56円	1	1株当たり純資産額	209,441.78円
2	1 株当たり当期純利益	6,435.69円	2	1 株当たり当期純利益	6,773.22円

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。
 - 2. 算定上の基礎は、以下のとおりである。

1 1株当たり純資産額

		第66期 (令和4年12月31日)	第67期 (令和 5 年12月31日)
純資産の部の合計額	(千円)	626,853	647,803
普通株式に係る純資産額	(千円)	626,853	647,803
普通株式の発行済株式数	(株)	3,093	3,093

2 1株当たり当期純利益

2 「小コルフコ州」。		
	第66期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第67期 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)
当期純利益	19,905	20,949
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	19,905	20,949
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,093	3,093

(重要な後発事象)

【附属明細表】 【有価証券明細表】 該当事項なし

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	387,871	4,415		392,286	262,653	4,136	129,632
構築物	409,367			409,367	328,466	7,818	80,900
機械及び装置	485,451			485,451	330,400	21,118	155,051
車両運搬具	70,444	4,498		74,943	68,562	1,702	6,381
工具、器具及び備品	41,423	786		42,209	38,378	898	3,831
リース資産	177,946	638		178,585	134,661	18,221	43,923
土 地	637,068			637,068			637,068
立木	16,439			16,439			16,439
コース勘定	184,891			184,891			184,891
有形固定資産計	2,410,904	10,338		2,421,242	1,163,123	53,896	1,258,119
無形固定資産							
ソフトウエア	810			810		187	622
電話加入権	285			285			285
無形固定資産計	1,095			1,095		187	907
長期前払費用							
工事負担金	583			583		38	545
長期前払費用計	583			583		38	545

当期増加額のうち主なものは、次のとおりである。 (注)

建物 給水ポンプ取替工事 車両運搬具

トップドレッサー目土散布機

2,020千円 2,850千円

1,648千円

ヒノデュトロ

【社債明細表】 該当事項なし

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	37,596	37,596	1.384	
1年以内に返済予定のリース債務	19,793	16,143		
1年以内に返済予定の長期未払金	3,580	3,331		
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	183,962	146,366	1.475	令和7年1月6 日~ 令和12年9月 30日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	47,495	32,029		令和7年1月25 日~ 令和12年10月 30日
長期未払金(1年以内に返済予定 のものを除く)	19,205	15,873		令和7年1月27日~ 令和13年1月 27日
合計	311,633	251,340		

- (注) 1 「平均利率」は、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。
 - 2 リース債務の平均利率は記載をしていない。これはリース債務が所有権移転外ファイナンス・リースによる 契約で、未経過リース料期未残高が有形固定資産の期未残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法に より処理しているためである。
 - 3 長期未払金(設備購入割賦未払金)の平均利率については、長期未払金に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、記載していない。
 - 4 長期借入金及び長期未払金並びにリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の5年内における1年ごとの返済予定額の総額は下記のとおりとなる。

区分	1年超2年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,596	37,596	33,866	19,850
リース債務	10,976	7,992	5,151	3,721
長期未払金	3,331	3,189	2,555	2,204
合計	51,903	48,777	41,572	25,776

【引当金明細表】

(単位:千円)

	当期首残高	増加	減少	期末残高
貸倒引当金	2,435	356		2,791

【資産除去債務明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	811
預金	
普通預金	79,340
定期積金	610
小計	79,950
合計	80,761

口 未収入金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社いよぎんディーシーカード	4,840
四国電力株式会社	3,565
株式会社愛媛ジェーシービー	3,146
その他	6,128
合計	17,681

未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365
16,735	366,862	365,916	17,681	95.3	17.1

八 商品

品目	金額(千円)	
ゴルフ用品	184	
合計	184	

二 貯蔵品

品目	金額(千円)
農薬・肥料	1,269
タオル・シャンプー・洗剤他	477
ネームプレート他	821
合計	2,568

流動負債

イ 未払金

相手先	金額(千円)	
南海放送 株式会社	1,375	
村上産業 株式会社	1,241	
株式会社 エンタープライズ・カンパニー	1,083	
有限会社 高橋石油	1,011	
有限会社 愛和道後光田石油	812	
その他	9,841	
計	15,365	

固定負債

イ 会員預り金

相手先	金額(千円)
株式会社 伊予銀行	8,000
株式会社 えるく	1,900
愛媛砕石 株式会社	1,550
コスモ松山石油	1,500
株式会社 愛媛銀行	1,450
井関農機 株式会社	1,350
株式会社 伊予鉄グループ	1,325
株式会社 いよてつ高島屋	1,100
株式会社 あいテレビ	1,100
愛媛信用金庫	1,075
その他	376,662
合計	397,012

(3) 【その他】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1株券
剰余金の配当の基準日	
1 単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	松山観光ゴルフ株式会社本店
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
買取手数料	該当事項なし
公告掲載方法	松山市において発行する愛媛新聞
株主に対する特典	松山ゴルフ倶楽部会員の資格を取得できる

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1)	有価証券報告書及	事業年度	自	令和4年1月1日	令和 5 年 3 月30日
	びその添付書類	(第66期)	至	令和 4 年12月31日	四国財務局長に提出

(2) 半期報告書	(第67期中)	自 令和5年1月1日	令和5年9月27日
		至 令和5年6月30日	四国財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の監査報告書

令和6年3月29日

松山観光ゴルフ株式会社 取締役会 御中

水野公認会計士事務所

愛媛県松山市

公認会計士 水野 邦洋

監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松山 観光ゴルフ株式会社の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表 について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松山観光ゴルフ株式会社の令和5年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務執行を監視することにある。

私の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。